

平成18年2月27日

日野町長 藤澤 直広 様

日野町行政改革懇談会  
会長 岸 村 嘉 平

日野町行政改革大綱策定にあたっての「答申」について

平成17年10月11日付けで諮問がありました日野町行政改革大綱について、懇談会において慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

なお、本答申に基づき的確な改革を推進されることを申し添えます。

# 答 申 書

平成 18 年 2 月 27 日

日野町行政改革懇談会

～ 目 次 ～

はじめに	1
行政改革大綱への提言	2
1．事務事業の見直し	2
(1) 事務事業の評価・改善	
(2) 負担金・補助金の見直し	
(3) 特別会計の健全運営	
2．組織・機構の見直しと公共施設の管理運営	2
(1) 組織の効率的運用体制	
(2) 幼稚園・保育園の効率的な運営	
(3) 地域に根ざした公民館運営	
(4) 学校施設の有効活用	
(5) 民間委託等の推進	
3．定員管理と給与の適正化の推進	3
(1) 定員管理の見直し	
(2) 給与の見直し	
(3) 総人件費の抑制	
4．人材の育成・確保の推進	4
5．行政の情報化・行政サービスの向上	4
6．公正の確保と透明性の向上	4
(1) 情報の提供と共有化	
(2) 入札制度の見直し	
7．歳入の確保	5
(1) 町税等収納率の向上	
(2) 遊休財産の売却と利活用	
(3) 優良企業の誘致と町内産業の育成	
(4) 受益と負担のあり方	
8．町議会について	5
(1) 議員定数の見直し	
(2) 議会の活性化	
<b>付属資料</b>	<b>6</b>

## はじめに

これまで、日野町では昭和 60 年、平成 8 年、平成 11 年に行政改革大綱を策定し、平成 16 年 3 月には「日野町行政改革大綱（第 2 期）」を 1 年延長し、「簡素で効率的な行政」をめざし取り組まれてきました。

日本経済は、大企業を中心に景気回復の兆しにありますが、すべての企業や業種・地域に景気回復がゆきわたる状況ではなく、競争社会の激化と 800 兆円に迫る国の借金とあわせて国民生活に重くのしかかっています。地方自治体では、平成 16 年度からの国の「三位一体の改革」の影響を受け、地方財政を取り巻く情勢は大きく変化し、大変厳しい状況となっています。

日野町では、第 4 次日野町総合計画のもと激変する社会経済情勢の中で地方分権の時代に対応し、自律の理念をもって持続発展可能な町をめざしていくため「自律のまちづくり計画」を策定し、取り組みを進めているところです。

今回、諮問のありました「日野町行政改革大綱」の見直しにつきましては、行政の幅広い分野にわたって実情の把握に努めるとともに、情報の共有化を図り、審議を重ねてきました。そのなかでは、町職員の資質・能力の向上をはじめ、子育て支援への取り組み、若者の定着、住民自治における公民館の位置づけ、少子高齢化の中での小学校等の利活用など、まちづくりビジョンとともに総合計画や町政全般にわたる意見が述べられました。

行政改革に取り組む視点は、町にある資源を有効活用し、住民の暮らしをサポートすることを基本とし、従来の施策の展開方法を次の 3 原則に基づき見直すことが必要と考えます。

住民参加と民主主義の前進

地域力の強化

経費の圧縮と効果の向上

これからの役場が担う仕事はまちづくりを進めるために必要なもの、真に住民生活に不可欠なものを中心にし、住民に身近なことはより身近な所で対処するなど地域共同の取り組みを進めることが大切です。

これらの取り組みをつうじて、従来の行政が果たしてきた役割は変わっていても地域共同の力の発展により総合的な公共が維持され、持続発展可能なまちづくりに結びつくことになると考えます。この結果として、「自分たちの税金を自分たちで使い地域に役立つ喜び」すなわち「民主主義を実感する」ことになり「税金は自分たちのために払うものであり、公的資金の特性を活かす必要性を実感」することになるものと確信します。

今後とも住民の視点での行政運営を継続していただくことを強く願うものです。

## 行政改革大綱への提言

日野町行政改革大綱および集中改革プランの策定にあたり、次のとおり提言する。

### 1．事務事業の見直し

急激に変化する社会経済情勢のなかで、全ての事務事業について、必要性・重要性、効果・効率の視点から見直しを行うとともに、時代に即応した施策を選択し、明確な目標を定めて事務事業の改善を図ること。

#### (1) 事務事業の評価・改善

厳しい財政状況を踏まえ、時代に即応した効果的・効率的な事務事業を実施するとともに、個々の事務事業のあり方を定期的に評価する仕組みを検討し、評価結果を施策に反映させること。また、公共事業については実施計画を見直し、進捗調整を行うこと。

#### (2) 負担金・補助金の見直し

負担金・補助金については、住民と行政との役割分担を明らかにするとともに、その目的・必要性・費用対効果・受益者負担等を徹底的に見直すこと。また、団体に対しては、自立性を高めるなかで目的が達成できるよう意識の改革を求めること。

#### (3) 特別会計の健全運営

特別会計は、料金等の受益者負担や法定の負担金・補助金・繰入金などによって運営することが原則である。また、一般会計の健全な財政運営のためには特別会計への繰出金を最小限にとどめる必要がある。このため、特別会計の事業について、費用抑制のための施策などを行い、健全運営を図ること。

- ・ 下水道の供用率を向上させること。
- ・ 医療費の抑制のため健康・体力づくりの取り組みを強化すること。

### 2．組織・機構の見直しと公共施設の管理運営

社会経済情勢が変化し、財政状況が厳しさを増すのなか住民の暮らしをサポートするためには、住民ニーズに迅速かつ的確に応えることができる行財政システムを構築するとともに、住民の参画と協働による自律のまちづくりの視点から行政の果たすべき役割を見直し、簡素で効率的な組織への転換を図ることが必要である。また、公共施設についても効率的で住民ニーズにあった管理運営を行うとともに、効果・効率を十分検討のうえ、民間委託等の推進に努めること。

#### (1) 組織の効率的運用体制

地方分権時代に対応し、多様化する住民ニーズに応えるためには課題を迅速か

つ的確に処理することが重要である。このため、柔軟性と機動力をもって行動でき、最小の人員で最大の効果を発揮できる組織・機構となるよう見直しを行うこと。

(2) 幼稚園・保育園の効率的な運営

少子化の進展や保護者の多様なニーズがあるなかで、幼稚園と保育園のあり方を見直すとともに、子どもの実態に応じられる施設の効率的な運営を検討すること。

- ・幼稚園の統廃合を検討すること。

(3) 地域に根ざした公民館運営

公民館活動の充実を図るとともに、公民館を拠点とした地域のまちづくりや様々な課題解決に取り組むため、地域に根ざした公民館運営ができる体制等について検討すること。

- ・正規職員主事を廃止し、地域の人材活用を検討すること。

(4) 学校施設の有効活用

学校施設の有効利用について、少子高齢化の進展と地域の実態に即して様々な角度から検討すること。

- ・学校給食は、既存の施設を有効活用（ミニセンター方式）により効率化を図ること。
- ・小学校の統廃合について検討すること。

(5) 民間委託等の推進

多様化する住民ニーズに応えられる行政サービスを提供するため、行政の役割や責任を明確にした上で、事務事業や公共施設の管理等について、その経費や効果を十分検討し、民間委託等を推進すること。また、指定管理者制度の活用についても引き続き検討すること。

### 3. 定員管理と給与の適正化の推進

定員管理については、社会経済情勢の変化を踏まえ、対応すべき行政需要の範囲、施策の内容・手法を見直し適正化に取り組むこと。また、職員給与の見直しを図り、総人件費の抑制に努めること。

(1) 定員管理の見直し

事務事業・組織の見直しを行い、職員の適正配置に努め、定員の再検討を行い数値目標を定め削減すること。

- ・職員数については、5年間で10%を目標とし削減すること。
- ・組織の継続性を踏まえ、計画的に職員を採用すること。

## (2) 給与の見直し

職員の給与は、住民の理解が得られるよう国の人事院勧告制度を基本とし、その業務の性格や内容を踏まえつつ、見直しを行うこと。

- ・平成 17 年 8 月の人事院勧告（給料表の水準を平均 4.8% 引下げ）に準拠し、給与構造の見直しを行うこと。

## (3) 総人件費の抑制

定員管理・給与・委員報酬等の見直しを図り、総人件費の削減に取り組むこと。

- ・5 年間で 10% を目標とし削減すること。

## 4．人材の育成・確保の推進

国の人事制度に関する指針とともに、住民ニーズや社会経済情勢の変化に迅速かつ的確に対応できる組織運営を図っていくため、職員の資質向上を図り、高い能力と幅広い視点やコスト感覚を備えた住民に信頼される人材育成を図ること。

- ・職員の意見を積極的に吸い上げ、仕事に対する意欲を高めるような仕組みを検討すること。また、資質の向上を図るため、評価制度についても検討すること。

## 5．行政の情報化・行政サービスの向上

電子自治体の推進など効果的な行政運営を推進するとともに、住民参画と協働の推進を図るためにも、IT（情報技術）活用による情報の公開と共有を図ること。また、公正で透明性の高い行政運営に資するよう、多様な住民ニーズや環境の変化に対応できる行政サービスに取り組むこと。

## 6．公正の確保と透明性の向上

公正の確保と透明性の向上のため、住民に対してわかりやすい情報の提供に努め、住民に開かれた行政を推進すること。また、公共工事の入札制度の見直しを行い、透明性の向上を図ること。

### (1) 情報の提供と共有化

主要施策についてはホームページに掲載するなど、行政は積極的な情報公開に努め、住民との情報の共有化を図り、住民の意見を反映するための仕組みを検討すること。

### (2) 入札制度の見直し

一般競争入札や予定価格および最低制限価格の事前公表、委託業務・随意契約のあり方等の検討を行い、入札制度について見直すこと。

## 7. 歳入の確保

厳しい財政状況の下で、持続発展可能なまちづくりを進めるには、歳出削減の取り組みとともに歳入拡大の取り組みが必要である。歳入の拡大・確保を図るため、様々な角度から検討し、具体的な取り組みを行うこと。

### (1) 町税等収納率の向上

町税等の収納率向上のため、徴収体制を強化するとともに多様な方策を講じ財源の確保を図ること。また、納付しやすい方法を検討すること。

### (2) 遊休財産の売却と利活用

町有地の有効活用を図るとともに、遊休地の払い下げや売却を積極的に推進すること。

### (3) 優良企業の誘致と町内産業の育成

優良企業の誘致を進めるとともに、地場産業の活性化と地域内経済の循環、連携等により、地域の特性を活かした町内経済の育成を図り、地域力を高める取り組みを進めること。

### (4) 受益と負担のあり方

各種の受益と負担のあり方について検討すること。

## 8. 町議会について

地方分権の推進と激変する社会経済情勢の中、議員定数の見直しを行い、町議会の活性化の取り組みと住民の関心が高まる議会運営の推進に努めること。

### (1) 議員定数の見直し

平成 19 年 4 月予定の町議会議員選挙に向け、適正な定員について議論し、現定数より 2 名を削減すること。

### (2) 議会の活性化

議会の活性化を推進するため、住民の参加促進や関心が高まるよう休日・夜間の開催日時の検討など具体的な取り組みを進めること。また、議員の質問型から提案型への質的変革による議会運営に努めること。



## 付属資料

### 日野町行政改革懇談会審議経過

#### 平成 17 年

##### 10月11日 第1回懇談会

- ・委嘱状交付 ・諮問 ・会長副会長選出 ・現行革大綱と進捗状況
- ・行財政の現状と課題 ・今後の懇談会の進め方とスケジュールについて

##### 11月16日 第2回懇談会

- ・現状と課題について質疑（グループ別協議） ・意見交換
- 議論を豊かにするため、書面による委員意見を提案され承認される。

##### 12月 7日 第3回懇談会

- ・委員意見に基づくテーマごとの議論

##### 12月21日 第4回懇談会

- ・委員意見に基づくテーマごとの議論

#### 平成 18 年

##### 1月11日 第5回懇談会

- ・委員意見に基づくテーマごとの議論

##### 1月20日 懇談会正・副会長会議

- ・委員意見による議論のまとめ（案）の検討

##### 1月26日 懇談会正・副会長会議

- ・委員意見による議論のまとめ（案）の検討

##### 2月 1日 第6回懇談会

- ・議論のまとめについて

##### 2月13日 懇談会正・副会長会議

- ・答申（案）の検討

##### 2月15日 第7回懇談会

- ・答申(案)について
- ・大綱および集中改革プラン策定における町の取り組み方針について

##### 2月27日 答 申

# 日野町行政改革懇談会設置要綱

昭和60年7月15日  
告示第19号

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な町政の実現を推進するため、日野町行政改革懇談会(以下「懇談会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 懇談会は、町長の諮問に応じて、日野町の行政改革の推進について必要な事項を審議する。

(委員)

第3条 懇談会の委員は、15人以内とする。

2 委員は、次の各号に掲げるもののうちから町長が委嘱する。

(1) 町議会議員

(2) 知識経験者

(会長及び副会長)

第4条 懇談会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 懇談会は、必要に応じて会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、企画振興課において処理する。

(平16告示82・一部改正)

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この要綱は、昭和60年7月15日から施行する。

付 則(平成16年告示第82号)

この告示は、平成16年10月1日から施行する。

## 日野町行政改革懇談会委員名簿 (H17.10.11～H18.3.31)

	杉 浦 和 人	日野町議会議員
	磯 崎 善 次	知識経験者(公募委員)
	岸 田 千代子	" (公募委員)
	瀬 川 金 栄	" (公募委員)
	音 羽 喜 八	" (日野町農業委員会)
会 長	岸 村 嘉 平	" (日野町商工会)
	北 浦 康 臣	" (日野町公民館連絡協議会)
	小 西 茂 男	" (日野町教育委員会)
	寺 澤 清 穂	" (日野町自律のまちづくり住民懇話会)
	中 江 忠 美	" (日野地区労働組合協議会)
	藤 崎 茂 彦	" (日野町民生委員児童委員協議会)
	堀 江 勇 夫	" (日野町区長会長会)
	山 和 美	" (日野町地域女性団体連合会)
	吉 村 五治郎	" (グリーン近江農業協同組合日野東支店)
副会長	只 友 景 士	" (滋賀大学経済学部 助教授)